

議員提出議案第5号

杉並区議会会議規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成24年6月7日

提出者	杉並区議会議員	富本	卓
	同	渡辺	富士雄
	同	すぐろ	奈緒
	同	山田	耕平
	同	小松	久子
	同	大和田	伸
	同	脇坂	たつや
	同	大熊	昌巳
	同	原田	あきら
	同	小川	宗次郎
	同	河津	利恵子
	同	大槻	城一

杉並区議会議長 井口 かつ子 様

杉並区議会会議規則の一部を改正する規則

杉並区議会会議規則（昭和31年9月25日議決）の一部を次のように改正する。

第80条第1項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第2項中「2日目まで」を「3日目まで」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

一般質問要旨の通告期限を改める必要がある。

杉並区議会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表

新 規 則	旧 規 則
<p>(一般質問)</p> <p>第80条 議員は、区の一般事務に関し、議事に先立つて質問することができる。ただし、その順序は議会の議決で変更することができる。</p> <p>2 質問しようとする者は、その要旨を会議の日前<u>3日目</u>までに、議長に通告しなければならない。ただし、やむを得ない場合はこの限りでない。</p>	<p>(一般質問)</p> <p>第80条 議員は、区の一般事務に関し、議事に先立つて質問することができる。但し、その順序は議会の議決で変更することができる。</p> <p>2 質問しようとする者は、その要旨を会議の日前<u>2日目</u>までに、議長に通告しなければならない。但し、やむを得ない場合はこの限りでない。</p>